



亀山市窓口入力支援システム導入事業について

亀山市では、マイナンバーカードの活用による利便性向上及び窓口の混雑緩和対策として、来月から市民課戸籍住民グループの窓口において「窓口入力支援システム」を導入します。

本システムは、書かない窓口の一環として導入するもので、「住民票や戸籍証明書等の各種証明書の取得」や「転入・転出などの住所異動の手続き」、「マイナンバーカード関連の手続き」の際に、お手持ちのマイナンバーカードを使って、住所・氏名などの基本情報が印字された申請書を作成することができ、各種申請書の記入に係る負担の軽減や待ち時間の短縮を図ります。

なお、本システムを利用するにはマイナンバーカードが必要となりますので、マイナンバーカードの普及促進の取り組みを併せて進めてまいります。

令和7年度から令和9年度は、約2万人の方がマイナンバーカードの電子証明書有効期間の更新時期を迎えることから、窓口への来庁者の大幅な増加が見込まれます。本システムを活用することにより、窓口での滞在時間の短縮を図り、窓口サービスの向上を目指します。